

浅口市低入札価格調査試行要領

平成31年3月6日

要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浅口市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)に係る競争入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定(同令第167条の13の規定において準用する場合を含む。)に基づき、落札者を決定するために行う調査(以下「低入札価格調査」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 浅口市電子入札等実施要綱(平成28年浅口市告示第67号)に規定する電子入札システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) 紙入札 電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続をいう。
- (4) くじ番号 電子入札の場合に、入札者が入札金額を電子入札システムに登録する際に入力する3桁の数字のことをいい、電子入札に書面により参加する場合にあっては、くじ番号として入札書に記載された3桁の数字をいう。
- (5) 到着ミリ秒 電子入札システムに入札金額が登録された時刻のミリ秒をいう。
- (6) 決定くじ番号 電子入札の場合に、くじ番号と到着ミリ秒の数字との和をいい、電子入札に書面により参加する場合にあっては、くじ番号を決定くじ番号とする。ただし、和の値が4桁となった場合は、下3桁の値を採用する。

(対象工事)

第3条 低入札価格調査の対象となる工事は、市長が特に低入札価格調査を行う必要があると認めた建設工事とする。

(低入札価格調査基準価格)

第4条 低入札価格調査を行う基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、予定価格(消費税額及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。)に次項に規定する低入札価格調査基準率を乗じて得た額の1,000円未満を切り

捨てた額とする。

- 2 低入札価格調査基準率は、次に規定する計算式により算定した率の小数点第3位以下を切り捨てた率(その率が0.92を超える場合は0.92とし、0.75を下回る場合は0.75とする。)とする。ただし、建設工事に家屋調査及び境界復元等の委託業務が含まれる場合にあつては、次に規定する計算式の各項目から当該委託に係る費用を除いた数値を基に算定するものとする。

(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68)÷工事価格

(調査班の設置)

第5条 低入札価格調査を行うため、浅口市建設工事低入札価格調査班(以下「調査班」という。)を設置する。

- 2 調査班は、班長、副班長及び班員をもって組織する。
- 3 班長は企画財政部長を、副班長は財政課長をもって充て、班長に事故があるときは、副班長がその職務を代理するものとし、班長、副班長ともに事故があるときは、班長があらかじめ指名した班員がその職務を代理する。
- 4 班員は、当該建設工事の設計及び施工担当の理事、部長、課長(室長を含む。)及び浅口市工事検査規程(平成18年浅口市訓令第39号)第3条に定める検査員をもって充てる。
- 5 班長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者を委員に加えることができる。
- 6 調査班の庶務は、企画財政部財政課において行う。

(落札の保留)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札者の決定を保留し、第8条に掲げる調査を実施するものとする。

(失格基準価格)

第7条 次に規定する計算式により算定した額(1,000円未満切り捨てた額とする。以下「失格基準価格」という。)を下回る入札は、当該建設工事の契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断して失格とし、次条に規定する調査は行わないものとする。ただし、X及びYは、0から9までの1単位の変数とする。

予定価格×(失格基準率+(0.001×X+0.0002×Y))

- 2 失格基準率は、次に規定する計算式により算出した率(小数点第3位以下を切

り捨てた率)とする。この場合において、当該計算式によって得られた率が0.92を超える場合は0.92とし、0.75を下回る場合は0.75とする。

(直接工事費×0.92+共通仮設費×0.85+現場管理費×0.85+一般管理費×0.63)÷工事価格

- 3 前項の規定にかかわらず、建設工事に家屋調査及び境界復元等の委託業務が含まれる場合にあつては、第1項に規定する計算式の各項目から当該委託に係る費用を除いた額を基に算定するものとする。
- 4 電子入札の場合、入札者は入札時に3桁のくじ番号を入力するものとし、有効な入札をした者の決定くじ番号の和の十の位の数字をXに代入し、一の位の数字をYに代入して失格基準価格を算定する。ただし、電子入札に書面により参加する場合にあつて、くじ番号の記入を省略されたとき及び「000」と記入されたときは、「999」と記入されたものとみなして決定くじ番号を決定する。
- 5 紙入札の場合、X及びYに0を代入して失格基準価格を算定する。
- 6 開札の結果、予定価格の制限の範囲内であつて前各項の規定により算定した額以上の入札の数が1以上あれば、当該算定額を失格基準価格として決定するものとする。ただし、予定価格の制限の範囲内の全ての入札が当該算定額を下回った場合は、第1項の規定に基づく計算式により、X及びYに0を代入して再度算定を行った額を失格基準価格とするものとする。
- 7 入札執行者は、当該入札の開札後直ちに前各項の規定により失格基準価格を決定し、入札者(郵便による入札及び電子入札の場合は、立会人とする。)に発表するものとする。

(調査の実施)

第8条 調査班は、提出方法及び提出期限を指定した上で前条に規定する基準を満たしている低価格入札者のうち最低の価格で入札書を提出した者(以下「最低価格入札者」という。)に対し、当該建設工事に係る設計書の全ての項目が記載された積算内訳書及び次の項目について記載した低入札価格調査表の提出を求め、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書の内容
- (3) 対象工事付近における手持ち工事の状況
- (4) 対象工事に関連する手持ち工事の状況

- (5) 対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連
 - (6) 第1次下請の予定業者名及び予定下請金額
 - (7) 手持ち資材の状況
 - (8) 資材購入先及び入札者との関係
 - (9) 手持ち機械の状況
 - (10) 労務者の具体的供給見通し
 - (11) 過去に施工した公共工事名及び工事成績
 - (12) 特定建設資材廃棄物の再資源化
- 2 調査班は、前項の調査を行ってもなお疑義がある場合においては、更に次に掲げる項目について調査を行うものとする。
- (1) 経営状況(関係機関等への照会)
 - (2) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況)
 - (3) その他必要な事項
- 3 調査班は、最低価格入札者が前2項に規定する低入札価格調査の実施に応じないときは、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるものとする。
- (落札者の決定)

第9条 市長は、前条の調査の結果、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと判断した場合は当該最低価格入札者を落札者として決定し、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合は当該最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした当該最低価格入札者以外の者(失格基準価格を下回ったことにより失格となった者を除く。)のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)を落札者として決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときは、同条に規定する調査を行うものとする。

2 前項の規定により落札者を決定したときは、落札結果を速やかに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、浅口市工事執行規則(平成18年浅口市規則第130号)第12条の規定により、一般競争入札を実施する旨の公告又は指名競争入札を実施する旨の通知をした入札案件については、なお従前の例による。